

# 井料居宅介護支援事業所

## 重要事項説明書

# 井料居宅介護支援事業所 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

重要事項説明書等については、事業所内での書面掲示やホームページにも掲載しています。ご質問等ございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

## (事業所が提供するサービスについての相談窓口)

電話：0995-49-8468

担当：介護支援専門員 ※ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

## (事業所の概要)

- 1 名称・法人の種別 : 医療法人 誠井会
- 2 法人所在地 : 鹿児島県霧島市国分広瀬二丁目28-40 TEL0995-46-9300
- 3 代表者氏名 : 理事長 井料 宰
- 4 事業所名 : 井料居宅介護支援事業所 TEL0995-49-8468
- 5 所在地 : 鹿児島県霧島市国分広瀬二丁目28-8
- 6 介護保険事業者番号: 鹿児島県指定 第4671200311号(平成15年1月9日指定)
- 7 サービスを提供する地域: 霧島市
- 8 事業所の職員体制
  - (1) 管理者: 1名(主任介護支援専門員)
  - (2) 介護支援専門員: 4名(常勤)
- 9 営業時間
  - (1) 平日・祝祭日・・・8:00～17:00
  - (2) 休業日・・・土曜日、日曜日、お盆、年末年始

※休業日・時間外の緊急時については携帯電話による24時間体制をとっています。

緊急時連絡先 : 080-1532-4016

## (居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ及び主な内容)

- 1 事業所による居宅介護支援を希望される場合、お電話か来所によりお申し出下さい。
- 2 事業所の居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約を取り交わします。
- 3 「居宅サービス計画作成依頼届出書」を保険者に提出してください。
- 4 担当させて頂く介護支援専門員がご自宅を訪問し、利用者、家族の生活状況、住環境、今後の在宅生活に関するご要望などについて、お話を伺います。その際、要介護認定を受けておられる方は、「介護保険証」を提示してください。
- 5 担当介護支援専門員が、利用者の生活上の課題を分析の上、居宅サービス計画の原案を作成し、利用者・家族に説明し、ご了承を得ます。
- 6 担当介護支援専門員が、居宅サービス計画に記載されている介護保険サービス提供事業者

等との連絡・調整を図り、サービスの提供を手配します。

- 7 担当介護支援専門員が、実際に提供された介護保険サービスについて、支給限度もしくはあらかじめ取り決めておいた限度内に収まるよう、継続的にその給付状況を管理します。
- 8 担当介護支援専門員は、利用者の要介護又は要支援の認定結果に変更があった場合、生活状況が変化した場合、サービス提供事業者の変更を希望する場合などには、利用者、家族の申し出により、生活上の課題の分析を再度行い、居宅サービス計画の修正・変更を行います。

#### (利用料金)

1 居宅介護支援の利用料は、別紙1のとおりです。

#### 2 交通費

サービス提供地域内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員がお訪ねするために要した交通費の実費をいただきます。

#### 3 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

#### 4 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、利用の翌月末日までに前月分の請求をいたしますので、別途指定する口座にお振込みください。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。なお、振り込み以外の方法を希望される場合は、契約時にお申し出ください。

#### (サービスの終了)

#### 1 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さい。いつでも解約できます。

#### 2 事業所の都合でサービス終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書により通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

#### 3 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合

(2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の、要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合

(3) 利用者が医療機関に入院し長期（3ヵ月以上）の療養が見込まれる場合

(4) 利用者自身がお亡くなりになった場合

#### 4 その他

利用者または家族が事業所や事業所の介護支援専門員に対して、生命、身体、財物、信用等を傷つけ、著しい不信行為を行い、又は下記に定めるハラスメント行為その他の類似行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

#### (具体例)

(1) 身体的暴力 殴る、蹴る、ひっかくなど

- (2) 精神的暴力 大声を出す、怒鳴る、範囲外のサービスを要求するなど
- (3) セクシャルハラスメント 必要もなく手や腕をさわる、胸やお尻をさわるなど

また、利用者のハラスメント行為その他の類似行為が、利用者の故意・過失によらない場合でも、その程度が著しく、担当介護支援専門員の変更、相談方法の変更、その他通常の水準による改善の方法をもってしてもその行為が止まず、相談業務を継続することが困難な場合

### **(事業所の居宅介護支援の特徴等)**

#### 1 運営の方針

- (1) 介護支援専門員等は、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整いたします。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 2 サービスの利用にあたって

- (1) 介護支援専門員の変更・・・変更を希望される方はお申し出ください。
- (2) 調査（生活上の課題の分析）方法・・・居宅サービス計画ガイドライン
- (3) 居宅サービス計画作成にあたって、利用者は介護支援専門員に対して複数のサービス事業者の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置づけたサービス事業所の選定理由の説明を求められます。
- (4) 入院した場合には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に申し出て下さい。
- (5) 事業所で過去6ヶ月以内に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合と、各サービスが同一事業所によって提供されたものの割合等について説明を行い、理解を得るように努めます。

### **(業務継続計画の策定)**

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

### **(衛生管理等について)**

職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

#### 2 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。

- (1) 感染症対策を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知。
- (2) 感染症対策の指針の整備。
- (3) 職員に対する定期的な研修及び訓練の実施。

### **(緊急時における対応方法)**

職員は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者・主治医に報告いたします。

#### (事故等発生時の対応)

サービス提供時間内に発生した事故に対しては、家族・市町村介護保険担当課に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者が生じた損害について、事業所加入の損害保険により、その範囲内において賠償いたします。賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又は家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

(1) 保険会社名：東京海上日動火災株式会社

(2) 補償内容

①身体障害賠償 200,000千円(1事故補償限度額)

②財物損壊賠償 200,000千円(1事故補償限度額)

※身体障害賠償と財物損壊賠償の補償額は合算して2億円が限度となります。

③経済的損害賠償 3,000千円(1事故補償限度額)

④人格権侵害賠償 3,000千円(1事故補償限度額)

#### (サービス内容に関する苦情)

1 事業所の相談・苦情担当窓口

(1) 苦情受付窓口 担当介護支援専門員：

(2) 受付時間 月曜日から金曜日 8：00～17：00

電話 0995-49-8468

(3) 苦情解決責任者 管理者 小山 正志

(4) 第三者委員 公認会計士 中崎 隆穂(099-226-3151)

(5) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地	連絡先
霧島市役所 保健福祉部 長寿介護課 介護認定・給付グループ	霧島市国分中央3丁目45-1	0995-64-0930(認定) 0995-64-0995(給付)
始良市役所 保健福祉部 長寿・障害福祉課 介護保険係	始良市宮島町25	0995-66-3251
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険係・介護相談室	鹿児島市鴨池新町7-4	099-213-5122
鹿児島県 保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2674

#### (身体的拘束等の適正化)

事業所は、サービス提供において、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### **(虐待防止に関する事項)**

1 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止対策を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置

虐待防止に関する担当者：(管理者 小山 正志)

- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

### **(記録の整備)**

事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、完結した日から5年間保存します。

### **(秘密保持)**

サービスを行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、介護保険事業により利用者の介護に関連する事業者間の連絡調整のため開催されるサービス担当者会議等において必要がある場合は、限定的な範囲で利用者及びその家族の個人情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。なお、この場合も全ての関係者に守秘義務がありますのでご安心ください。

### **(個人情報の開示について)**

利用者に対する居宅介護支援の提供に関する諸記録の開示を行います。開示は原則として、利用者本人に対して開示しますが、例外として代理人や成年後見人、現実に本人を世話している親族等に行います。

### **(個人情報の保持)**

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報についてはサービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

2 前項の「サービス提供等業務遂行に必要な場合」とは、次のとおりです。

- (1) 利用者のサービス計画を立案し円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議等における情報提供。
- (2) 入院した場合の入院先医療機関やサービス事業者等との連絡調整において必要となった場合。
- (3) サービス提供に関して主治医及び保険者の意見を求める必要のある場合。

3 前項以外に個人情報をを用いる場合は別に同意書による同意を得た上で提供します。

4 情報提供に当たって、個人情報の提供は必要最低限とし、関係する者以外の者に漏れるこ

とのないよう十分注意するとともに個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて記録します。

- 5 事業所は、職員が退職後、在籍中に知り得た利用者及びその家族の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 6 事業所は、利用者の個人情報について事業所が定める個人情報保護方針及び個人情報の利用目的に従い適切に扱われるよう必要な措置を講じます。
- 7 利用者は、個人情報について、事業所が定める個人情報保護方針及び個人情報の利用目的をよく理解し個人情報の利用に同意します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

医療法人 誠井会 井料居宅介護支援事業所 担当者： \_\_\_\_\_ 印

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供の開始に 同意しました。

(利用者)

(利用者のご家族)

住所

住所

氏名

(本人・代筆)

氏名

続柄

(本人・代筆)

